

【プラチナくるみん認定とは？】

- ◆ くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が、一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことにより、優良な「子育てサポート」企業として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。

認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マーク（通称「プラチナくるみんマーク」）を商品、広告、求人広告などに付すことができ、子育てサポート企業であることのPR効果がさらに高まります。

- ◆ 特例認定を受けるためには、12項目の特例認定基準をすべて満たす必要があります。プラチナくるみん認定を受けるためには、事前にくるみん認定を受けている必要があります。（プラチナくるみん認定の対象となる行動計画よりも前の行動計画について、くるみん認定を受けている必要があります。）

また、プラチナくるみん認定の申請ができる行動計画は、直近の行動計画に限ります。

- ◆ プラチナくるみんマークは、以下の12色のいずれも使用できます。



- ◆ 特例認定企業は、行動計画の策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について、毎年少なくとも1回、公表日の前事業年度における実施状況の公表を行う必要があります。

- ◆ 次世代育成支援対策推進法では、

- ① 労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定、策定した行動計画の労働者への周知及び外部への公表
- ② 行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出
が常時雇用する労働者が101人以上の企業に対し、義務付けられています。

常時雇用する労働者が100人以下の事業主については、①②が努力義務とされています。